

一 身代限ノ処分ヲ受ケ負債ノ弁償ヲ終ヘサル者

一 重禁錮一年以上ノ刑ニ処セラレシ者

一 重禁錮一年未滿及ヒ輕禁錮一年以上ノ刑ニ処セラレ其

刑期ノ終リシ日ヨリ五年ヲ経過セサル者

一 盜罪贓罪詐欺取財ノ罪ニ付キ刑ニ処セラレシ者

一 貨幣偽造ノ罪印章文書偽造ノ罪及ヒ偽証誣告ノ罪ニ付

キ刑ニ処セラレシ者

一 賭博犯ニ付キ懲罰一年以上ニ処セラレシ者

一 懲戒ニ依テ免官ト為リタル者

第六条 試験ノ方法ハ筆記口述ノ二様トス但筆記試験ニ不合

格ナル者ハ口述試験ヲ為サス

第七条 試験合格ノ者ニハ及第證書ヲ附与スヘシ

第八条 試験及第者ヲ登用スルニハ先ツ判事試験補ヲ命シ一ケ

年以上始審裁判所ニ試用シ判事定員ノ欠アルニ随ヒ其本官

ニ任セラルヘシ但時宜ニ因リ検事ニ登用セラル、一アルヘ

シ

第九条 試験及第者ノ数需用ノ人員ニ超過シ及第者ヲ悉ク登

用スルコト能ハサル場合ニ於テハ及第者中ニ就キ之ヲ選用

ス

第一号書式 (料紙美濃紙)

試験願書

本籍 並ニ戸主嗣子又ハ
二三男兄弟ノ別

身分 氏 名

何年何ヶ月

私儀御省本年第四号告示ニ基キ試験相受ケ度此段奉願候也

現住所

年 月 日

氏 名 印

司法省御中

前書ノ通族籍年齢等相違無之候也

本籍

年 月 日

戸 長 某 印

第二号書式 (料紙美濃紙)

履歴書

本籍

身分 氏 名

一何年何月ヨリ何月迄何某ニ就キ又ハ公私立何学校何塾ニ於

テ何学修業

一何年何月何々進退賞罰等二閱
スル一切ノ件

一御告示各項ニ相触レ候儀ハ一切無之候

年 月 日

氏 名 印

前書ノ通相違無之候事

年 月 日

本籍

(注記1)

〔校正・(小路) 謄写・(山根)〕

(注記2)

〔廿九〕(簿冊内件名番号)

(注記3)

「明治二十年」

〔公文類聚 第十一編 明治三十二年 第五卷〕 2A, 1, ④292〕